

## 令和元年度 第2回弥富市国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

1. 日 時 令和2年2月13日(木) 午後2時00分～午後3時30分
2. 場 所 弥富市総合福祉センター 2階 研修室
3. 出席委員  
八 木 輝 美 (公益代表)  
鯖 戸 善 弘 (公益代表)  
福 田 朝 子 (公益代表)  
伊 東 信 行 (公益代表)  
奥 村 明 彦 (医療代表)  
田 中 清 次 (医療代表)  
佐 藤 文 昭 (医療代表)  
渡 邊 重 明 (被保険者代表)  
山 田 友 子 (被保険者代表)  
早 川 誠 (被保険者代表)
4. 欠席委員  
山 田 安 夫 (医療代表)  
山 田 勝 (被保険者代表)  
安 井 和 美 (被用者保険代表)
5. 事務局 安藤市長 大木副市長 宇佐美民生部長 服部保険年金課長  
上田国保GL 木村特定健診GL
6. 会長あいさつ (会長の体調不良により、代理あいさつ) 鯖 戸 喜 弘 委員
7. 市長あいさつ 安 藤 正 明 市長

議長が行う議事及び報告事項の進行については通常会長が行うが、会長の体調不良により、今回の協議会の議長を代理として 鯖 戸 善 弘 委員 を指名し、議事及び進行を行うこととした。このことについては、委員全員の賛同をもって決定したものである。

8. 議事録署名者指名 福 田 朝 子 委員 早 川 誠 委員

9. 協議事項(1) 国民健康保険税条例の一部改正について

議 長 それでは協議事項(1)の国民健康保険税条例の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局 協議事項(1)の国民健康保険税条例の一部改正について、資料に基づき内容を説明

議長 ただいま事務局より説明がありました。何かご質問等がありましたら挙手を願います。ご質問等はございませんか。

福田委員 結果的に税条例を改正することにより、国保税が上がるのかどうか教えてください。

事務局 世帯別の影響額について、先ずは一人世帯で60歳の方、一人暮らし、所得が0円で固定資産税もない場合は、今回の改正によって年間400円上がります。70歳代夫婦で年金収入が300万円、固定資産税が10万円の方ですと年間100円上がります。反対に70歳代夫婦で年金収入が300万円、固定資産税20万円の方ですと、資産割が下がりますので9,900円安くなります。また、均等割の額が上がるので40歳代夫婦で子供二人の4人家族で給与収入500万円、固定資産税10万円の方の場合ですと、2万円ほど上がります。ですので、その方々によって上がり下がりがあります。ただ、資産割につきましては固定資産税に対して税を掛けており、所得を生み出さない固定資産税もあります。不動産収入がある方でも不動産所得として課税をされており、二重課税ではないかというご指摘もありましたし、愛知県下でも資産割を廃止している市町村が大半なので、弥富市も順次資産割を削り、その分の税収が下がりますので、所得割や均等割、平等割に付けさせていただくこととなります。そして、税計算をする一つの方法として、愛知県の標準保険料率があり、今後愛知県が統一化に向けて動きますので、あまりにも愛知県の保険料率と隔たりがあると、統一化になった時点で急に税額を上げなければならなくなります。それを踏まえ、段階的に愛知県の保険料率に合わせさせていくこととなります。また、愛知県の保険料率には資産割の税率はありませんので、所得割と均等割と平等割の3方式により計算率を出しております。このことにより、資産割はどこの市町村もなくしていく方向で動いております。

鯖戸委員 今の話から、愛知県の保険料率に近づけるということは、今後、国民健康保険についても後期高齢者医療のように愛知県でまとめて処理をする見解ではないか教えてください。

事務局 まだ、愛知県での詳しい運用方法は示されておられません。全国でも県内で保険料を含めて統一をすると打ち出している所は2県ほどしか無く、今まで保険料を上乗せした形で老人保健がありました。これが廃止になり、

後期高齢者医療制度ができ、75歳以上の方だけで掛金をし、ほかの公費などを加え、県単位で運営をしていく制度なのですが、元々国民健康保険は市町村単位で運営している関係で、先ほど説明をさせていただいた一般会計からの繰り入れが各市町村によってバラバラで、このような状況下で一気に県下統一をしてしまうと、保険料が跳ね上がったたりすることがありますので、その前段階として各市町村として一般会計で入れている分については、徐々に削減をしていくための方策を国や県が示しています。このことを含め県の見解が示されることになると思われます。このことにより、今のところ県下統一するまでの話に至っておりません。ただし、保険制度自体が刻々と変化していきますので、打てる手を打っていかねばならないことになると思われます。

議長

それでは他に無いようなので、協議事項(1)の国民健康保険税条例の一部改正について、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(一同挙手)

ありがとうございました。それでは、承認とさせていただきます。

10. 協議事項(2) 令和2年度弥富市国民健康保険事業計画(案)について

議長

それでは協議事項(2)の令和2年度弥富市国民健康保険事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

協議事項(2)の令和2年度弥富市国民健康保険事業計画(案)について、資料に基づき内容を説明

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら挙手を願います。ご質問等はございませんか。

それでは他に無いようなので、協議事項(2)の令和2年度弥富市国民健康保険事業計画(案)について、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手を願います。

(一同挙手)

ありがとうございました。それでは、承認とさせていただきます。

それでは次に進めたいと思います。

11. 協議事項（3） 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算（案）について

議長 それでは次に、協議事項（3）の令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 協議事項（3）の令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算（案）について、資料に基づき内容を説明

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら挙手を願います。ご質問等はございませんか。

それでは他に無いようなので、協議事項（3）の令和2年度弥富市国民健康保険特別会計予算（案）について、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手を願います。

（一同挙手）

ありがとうございました。それでは、承認とさせていただきます。

それでは次に進めたいと思います。

12. 協議事項（4） その他協議事項

議長 それでは次に、協議事項（4）のその他協議事項について、委員の皆様から何かご質問等がありましたら挙手を願います。

それでは他に無いようなので、次に進めたいと思います。

13. 報告事項（1） 令和元年度国民健康保険事業報告について

14. 報告事項（2） 令和元年度国民健康保険特別会計現状報告について

議長 それでは次に、報告事項（1）の令和元年度国民健康保険事業報告について及び報告事項（2）の令和元年度国民健康保険特別会計現状報告について、事務局より一括して報告をお願いします。

事務局 報告事項（1）の令和元年度国民健康保険事業報告について及び報告事項（2）の令和元年度国民健康保険特別会計現状報告について、資料に基づき内容を一括報告

議長 ただいま事務局より報告がありましたが、何かご質問等がありましたら挙手を願います。ご質問等はございませんか。  
それでは他に無いようなので、次に進めたいと思います。

15. 報告事項（3） その他報告事項

議長 それでは次に、報告事項（3）のその他報告事項について、委員の皆様から何かご質問等がありましたら挙手を願います。  
それでは何もないようですので、以上を持ちまして令和元年度第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了とさせていただきます。  
本日は、議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

事務局 連絡事項といたしまして、次回の国民健康保険事業の運営に関する協議会の日程でございますが、令和2年5月7日（木）午後2時00分からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。  
本日は誠にありがとうございました。

令和2年2月27日

議長 鯖戸善弘

議事録署名者 福田朝子

議事録署名者 早川誠